



## Osaka Gakuin University Repository

Title	K.I. ウェーバーと朝鮮 K.I.Waeber and Korea
Author(s)	広野 好彦 (HIRONO YOSHIHIKO)
Citation	大阪学院大学 国際学論集 (INTERNATIONAL STUDIES), 第 25 巻第 1・2 号 : 33-56
Issue Date	2014.12.30
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

## K.I. ウェーバーと朝鮮

広 野 好 彦

### K.I.Waeber and Korea

HIRONO YOSHIHIKO

#### *ABSTRACT*

Karl Ivanovich Waeber is known in the modern history of Japan by the Modus Vivendi made with Komura Jutarō (Komura-Waeber Memorandum) to avoid the clash of Japan and Russia in Korea, in 1895.

He is the first Russian Charge d'affaires in Korea. He had served there for more than ten years since 1885. Backed up with the Russian influence and the trust of the Korean King, Kojong, he practiced his best to uphold the integrity of Korea. Before the first Sino-Japanese War, China attempted to subjugate Korea. And during the war, Japan endeavored to put Korea under its rule. But Russia only insisted on the independence of Korea and did virtually nothing except making advises despite of efforts of Waeber. Because Russia feared that it might be involved in the embroilments in the Korean peninsula. It wished to avoid confronting with either of China or Japan.

In 1895, Russia finally agreed to send not only military instructors in Korea to drill the guard of the King of Korea, and a financial adviser to prepare for the loan of 300 million yen, after Kojong sought an asylum in the Russian legation in Seoul.

Nonetheless, soon after that Waeber had to leave Korea. Because he continued to hold such an assertive policy that Russian Government could not countenance.

## はじめに

拙稿が取り扱う、カルル・イヴァノヴィチ・ウェーバー<sup>1)</sup> (Karl Ivanovich Waeber) は、日本外交史に足跡を残している。「小村-ウェーバー協定」という取り決めの中においてであるが、これはあまり知名度がないかもしれない。手元にある高等学校日本史の教科書を対象とした、全国歴史教育研究会編『日本史B用語集』(山川出版社、2004年)を見ても、日清戦争後の朝鮮半島をめぐる、矢継ぎ早に結ばれた三つの日露協定のうち、「山県-ロバノフ協定」(1896年)と「西-ローゼン協定」(1898年)は採録されているが、この協定のみ漏れている。もっともこれは暫定的取り決めにすぎないので、この取舍選択は適切である。

ウェーバーはこの協定の当事者であり(他方の当事者は日露戦争の外交指導をおこなった小村寿太郎)、1885年から10年以上にわたり、外交官としてソウルに駐在していた。彼は、この間、ロシアの影響力を背景に、また朝鮮国王の信頼を勝ち得て、宮廷やソウルの政界において大きな役割を演じた。しかしその影響力にもかかわらず、彼に関するまとまった研究はお目にかかったことがない。今回ベラ・パクの、帝政ロシア外交文書に基づく堅実な研究のおかげで、ウェーバーの活動を全体として見通すことができた。拙論はパクの著作<sup>2)</sup>に関する覚書である。

最初に結論めいたことを簡単に記す。小村はウェーバーを「朝鮮癖」と評している<sup>3)</sup>。朝鮮を偏愛している人物ということなのであろう。ウェーバーは朝鮮を愛し、外交官としてその独立擁護のために尽力した。そのために、彼は朝鮮に対する積極的な関わりをロシア政府に対して求め続けた。朝鮮の独立とロシア政府の庇護は矛盾する可能性もありうる。しかし日清戦争前には清国、その後は日本が優越的影響力を持った朝鮮半島においては、この可能性は必ずしも高くなかった。他方、ロシア政府は、朝鮮

1) 彼の姓の表記は、発音からすればヴェーベルとするべきであるがここでは慣用に従う。

2) Bella Pak, *Possiiskii diplomat I. K. Waeber i Koreia*, Moskva, 2013.

3) 『日本外交文書』、明治29年、文書465。

半島に関心がないわけではなかったが、ウェーバーの要請にもかかわらず、朝鮮半島に関する積極的な関与を避けようとしたことが多かった。朝鮮半島に大きな影響力を持っている清国または日本との衝突を恐れたからである。そして最終的にロシアは、積極策を主張し続けるウェーバーを切ったということになるだろう。

### 朝鮮への赴任

ウェーバーは、1841年、リヴァウにおいて、ドイツ系ルーテル派の家庭に生まれる。サンクトペテルブルク大学東洋言語学部を卒業後、外務省に入省。1866-1870年において、清国で公使館付研究生として地図作成に従事。1871-73年、函館において、1874-75年、横浜においてそれぞれ副領事、1876-84年、天津において領事を務めた<sup>4)</sup>。

天津領事であったウェーバーに、朝鮮との正式国交を結ぶ任務が課せられたのは、その調印の2年以上前にさかのぼる。駐北京公使ビューツォフ (E. K. Biutsov) からの指示 (1882年6月28日) によれば、米朝締結したような条約を目指すであった。米朝修好通商条約は、清国の指導のもとで結ばれた14カ条からなるものであった。指示にはそれだけでなく国境問題に関する個別の協定を結ぶことも課題とされた。

国境問題のために、ウェーバーは、7月6日から12日間ウラジオストクで現地調査をおこなう。その調査結果の要点として、南ウスリー地方の人口の少なさと農業の原初の状態のために朝鮮との陸上貿易が必要であること。最恵国条約に基づく通商は清国人に有利でありロシア人のためにはならないこと。防衛上の理由から豆満江の外国船航行の禁止が必要であることなどが挙げられた。

1882年の壬午軍乱による混乱、さらには1882年に締結された英独の朝鮮との条約が関税率をめぐる再交渉する事態となったために、ロシア政府は国交交渉を見合わせた。この間、ウェーバーは、朝鮮のために働いていた

---

4) George Alexander Lensen, *Russian Diplomatic and Consular officials in East Asia*, Tokyo, 1968.

ドイツ人、統理衙門協辦メレンドルフ（P. G. von Möllendorff）と意見交換した。両者は天津において顔見知りであった。メレンドルフは、朝鮮にとってロシアとの条約を締結することは非常に望ましいとして、英独の条約を模範として受け入れることを助言し、さらに陸上貿易については、朝鮮人は豆満江における何らかの地点を開くことに同意をしているとさえ述べた（1888年2月23日）。

1884年、ソウルに向かうウェーバーに最終的な訓令が与えられた。英朝や独朝条約を同じような条約を目指すこと。ただし領事の規定に関しては、ウラジオストクを除外すること。なぜならばウラジオストクはいかなる国の領事も受け入れていなかったからである。さらに陸上通商協定締結は課されなかった（露朝陸路通商条約は1888年8月に結ばれる）。そして、朝鮮と清国との宗属関係には深く立ち入らないよう指示された。1884年7月7日、露朝修好条約は調印され、ウェーバーは天津に帰還した。

そしてこの後「第一次露朝密約」事件が起きる。12月17日の甲申事変後、高宗とその取り巻きらはロシアの保護を求めることにした。メレンドルフが、東京のロシア外交官を通じて、ロシアの朝鮮に対する保護、仁川にロシア軍艦派遣、国王保護のために200人のロシア人水兵の派遣等を求める。現地の状況を明らかにするために、東京からソウルに公使館書記シュペイエル（A. N. Sheiper）が派遣された。シュペイエルは、1885年6-7月にかけてソウルに滞在したが、メレンドルフは彼に対して朝鮮保護を提案する。その代償として朝鮮の港湾を提供するというのだ。また国王の使節が、プリアムール総督に対しても同じような訴えをおこなった。ロシアは慎重であり、この提案を容れなかった。他方、1885年4月、日清間で天津条約が結ばれた8日後、イギリスが朝鮮半島南端に位置する巨文島を占領した。

このような中で、ウェーバーが初代朝鮮代理公使兼総領事に任命された。訓令は、1885年5月3日、外務省において、陸海軍の代表や極東の代表を交えて審議され、5月7日、皇帝の裁可を得るという大掛かりなものであった。ロシア人教官派遣や露朝陸上貿易に関するものがそこに含まれるからである。それゆえに訓令は、総花的で冗長であり、とらえどころの

ないものとなっている。重要と思われる箇所を列挙する。

朝鮮におけるロシアの最終目的は、ロシアの優越的影響力の確保。朝鮮は「他国の影響のもとに陥れば、極東において私たちにとって危険ではないにしろ、ともかくも、政治的衝撃を憂慮せざるを得ない隣国となりうる」と考えられる。

朝鮮に対する保証に関しては、「(ロシア) 帝国政府は、朝鮮の運命に非常に深い関心を抱いていて、もしこの国家の独立または統一性が脅かされる状況が到来する場合、帝国政府は、道義的ならびに物質的助力を実際に与える用意が常にある」とされる。

そして朝鮮を脅かす可能性がある国は清国とされる。「朝鮮から遠くにあるどの一国も、清国の圧力に対して少しも反抗することができず、直接隣接しているロシアだけが、その可能性を持っているだけでなく、必要な場合は、利益を保護するために、自己の保護下に朝鮮を入れることができる」

ゆえに「朝鮮軍教練のためにロシア人将校と下士官を派遣するための交渉を、必要とされる細心を払って朝鮮と」おこなうことが彼に課される。しかしロシアが容れるのはそこまでであり、それ以上のことを請け負うのには極めて慎重である。メレンドルフが提起した「ロシアの朝鮮保護国化」、「朝鮮の一港を譲渡」の件について、ロシアは消極的であった。これらの実現には、「特別に有利な状況が必要とされる」からであるが、「現在は、私たちが太平洋における私たちの地域防衛のために利用する手段が十分ではないのである<sup>5)</sup>」

しかしソウルに赴任途上にあったウェーバーに対して訓令の修正が届いた。朝鮮に対するロシアの関与がさらに制限されたのだ。ロシアの保護と軍事教官に関する、朝鮮側からの以前の提案に関していかなる交渉にもはならないこと。もしそのような提案が繰り返される場合においては、単なる伝達者の役割に甘んじることである<sup>6)</sup>。

このような事情が生じたのは清国の朝鮮に対する圧力が強まったからで

---

5) Bella Pak, op.cit. pp.44-46.

6) Ibid., p.51.

ある。清国海軍は済物浦に入り、陸軍部隊は中朝国境に集結を始めていた。高宗は態度を変化させて、軍事教官としてアメリカ人を雇用した。さらに1882年以来清国で幽囚の身であった大院君が1885年10月5日、ウェーバー到着の前日にソウルに着いた。高宗を廃して、場合によっては大院君を王位に就けるかもしれないとする清国の脅しともとれた。このような状況の中、ロシアは清国との紛争の準備ができていなかった。さらに、イギリスの巨文島からの撤収のためには現状維持が必須であった。

このような中10月24日、ウェーバーはギールス（N. K. Giers）外相に打電する。「18日、国王が使者を送って来た。数隻のロシア軍艦を済物浦に停泊させることを求めた。大院君到着のために騒乱を懸念しているからである。私が、請願が国王に由来している証拠を求めたが、受領していない。済物浦に2隻の軍艦とソウルに10人の水兵駐留が望ましい」と。ここにおいては、ソウルで騒乱が起きたとき、済物浦停泊のロシア艦で国王を救出することが念頭にある。これに対してギールス外相は、慎重に対応した。新たに軍艦を派遣することは拒否。朝鮮の情勢に関する詳細な報告が求められた<sup>7)</sup>。

これに対応して11月3日、ウェーバーはギールスに報告を送る。朝鮮の情勢は「清国の影響力の優越」という言葉で総括され、「精力的な王妃親族と国王自身は私たちに極めて好意的である」と述べる。そしてウェーバーは大胆に提案をおこなう。第一に、済物浦に対して2隻のロシア艦を派遣する問題を再提起した。「朝鮮の漸進的な清国化に対して、ロシアは、自国艦隊を示すこと、そして朝鮮国王に対する実質的支持を示すことによってのみ、対抗することができるのである」。さらにそれに留まらず、イギリスの巨文島占領に対して、「ロシア艦の1隻が、備蓄を補充するために、巨文島に途中で立ち寄ることも無益ではないであろう」と示唆する。「私たちが、彼らによる島嶼奪取に対して完全に無関心でないということを示すためである。朝鮮はこのような道義的支持に対して大いに感謝するであろう<sup>8)</sup>」。

---

7) Ibid., pp.53-54.

8) Ibid., p.55.



ギールスは、ウェーバーの二つの請願を拒否する。済物浦への2隻の軍艦派遣は、得られる利得は少ないし、清国に間違ったメッセージを送ることになるかもしれない。さらにギールスは、朝鮮国王が、ロシアの支持の期待に鼓舞され、何か軽率な方策をおこなうかもしれないことに注意を向ける。「朝鮮における情勢を親しく研究し、他方において国王に対して清国との関係を棄損しないように助言すること」をウェーバーに勧める。また巨文島へのロシア艦立ち寄りに関しては、「イギリスにおける世論に対して私たちに都合のよい圧力」になるとのウェーバーの見解には賛同できないとする。1886年1月28日に、ギールスはウェーバーに電報を送ったが、これは上記の見解を反映している。朝鮮におけるロシアの政策の目的は、この国におけるロシアの影響力を堅固にすること、そして国王が、朝鮮の独立を擁護しうる何らかの党派に依拠する場合においてのみ、朝鮮国王に対して支持を与えるべきである。この背後には、清国との武力衝突を避けるロシアの意図が見られる。さらにギールスの朝鮮国王に対する不信がある。「この人物は、国内における支持を少しも期待せず、危険を防止するために、外国の援助だけを期待している」と考えている。イギリスの巨文島占領に対しては、「イギリス軍艦をそこから撤収させる朝鮮政府の努力を支持する」よう依頼し、「巨文島に関する問題のイギリスに有利な解決は、他の海洋諸国をして朝鮮領土の新しい奪取を促す」ということを国王と取り巻きに説明するよう求めた<sup>9)</sup>。

8月5日、ウェーバーのもとに王妃の甥閔泳翊が現れる。閔は、国王親書をもたらそうとしていた。朝鮮の独立を堅固にするためにロシアの助力、具体的には軍艦の一時的派遣を求めるものである。ウェーバーは、訓令通りに、ロシアの朝鮮の独立を保証する用意があるという原則を述べ、それとともに国王の要望をロシアが実現したときに起きる結果を想起し、清国との友好関係を断つことを避けるように勧めた。結局のところ、9日、上記の旨の国王書簡が届けられた。またこの情報が袁世凱に漏れた。袁は怒り、朝鮮側を威嚇した。この騒動の中で、国王の側近4人が処罰さ

9) Ibid., p.59.

れようとしたが、ウェーバーの介入で救われた<sup>10)</sup>。

この時期、ロシアの駐北京代理公使ラディジェンスキー（N. F. Ladyzhenskii）は、巨文島問題に関し李鴻章と交渉するために天津にいた。彼は、上記の国王書簡を否定し、イギリスの陰謀のせいにした。ロシア外務省は、9月24日、ラディジェンスキーに朝鮮の独立の相互尊重の旨の訓令を送った。しかし清国側が、この覚書に、中朝の宗属関係を表現する文章を入れようとしたので、中露の朝鮮の独立尊重は、口頭了解に終わった。清はロシアが朝鮮の独立を尊重する旨をイギリスに伝えた。イギリスは1889年2月、巨文島から撤収した。

## 日清戦争へ

朝鮮宮廷におけるウェーバーの影響力は相当のものであったようだ。1888年5月、李鴻章は駐北京ロシア公使クマニ（A. M. Kumani）に苦情を訴える。これに関して、ギールス外相は、ウェーバーに注意を与えるにとどめた。

「李鴻章は、あなたが国王の独立に対する試みを促進しているかのようにクマニに苦情を述べた。不平は袁世凱の誹謗のせいであるが、あなたに対しては疑義の原因にならないように努めることを求めます。私たちの清国に対する関係を棄損しないためです<sup>11)</sup>。」

ロシアは、朝鮮における政治的情勢の不安定さを考慮して、その現状維持に努めるだけにした。このような方向で審議がおこなわれた、5月20日の特別会議決議を受けて、ギールスはウェーバーに新しい訓令を発したが、その内容は相変わらずの慎重策の羅列である。

その要点は、「極東におけるロシアの政治的利益の中心は、ロシアと清国との関係に絡んでいて、ロシアのもっとも緊要な利益は、この関係を変化させ、困難を引き起こすすべてを予防すること」とされる。露朝関係もこの基本路線に合致させざるを得ない。とすれば、ロシアが朝鮮を獲得、

10) 木村幹、『高宗・閔妃』、ミネルヴァ書房、2007年、193頁。

11) Ibid., p.107.

または保護を設定するということは従前通りおこなわない。ロシアは、ラディジンスキーと李鴻章の朝鮮不可侵の口頭約束を遵守。朝鮮半島の問題で、清国の干渉を避けること。朝鮮政府が、権利擁護のために対外的支持の必要がある場合、ソウルにおける全外国代表のできるだけすべての支持を求めるよう助言する必要があること。朝鮮軍教練のためのロシア教官の朝鮮派遣拒否。ただ必要がある場合、露朝の「最良の関係」維持のため、「朝鮮の支配者やその大臣に対して、いかなる不都合な大事件からも、朝鮮を保障することをロシアは心から望んでいる」と述べるができるとする。これに対してウェーバーは不満であったようだ。ロシアが慎重な政策をとり続ければ、清国が朝鮮半島を吸収する可能性を指摘している（10月24日）<sup>12)</sup>。

1891年5月から1893年11月にわたる賜暇をロシアで過ごし、ソウルに帰還したウェーバーを待ち受けていたのは「東学党の乱」とそれが誘発した日清戦争であった。1894年6月19日、まさに駐東京清国公使が日本政府に対して出兵を知らせたのと同じ日、ウェーバーは一時的に駐北京臨時代理公使となった。彼の目的は派兵をやめさせることであった。

ウェーバーは、李鴻章に対して、清国は朝鮮に派兵するいかなる権利もなく、その必要性もないと詰め寄る。朝鮮における反乱の原因は行政の不全であり、国内平穩の唯一の手段は「改革であり貧しい民衆の銃殺ではない」。さらに「高宗がこのような（派兵）請願を清国に対しておこなったとすれば、もっぱら袁世凱の主張によるもの」、「清国は朝鮮に対する自己の関係を全く正しく理解していない」、朝鮮の不可侵は、清国によっても、ロシアや日本によっても同じように守られるべきであるとして、李鴻章を激怒させた。

その後、駐北京カッシニ（A. P. Cassini）公使の賜暇が取り消しとなり、ウェーバーはソウルに戻り、大鳥圭介公使に対して李鴻章の平和的意図を伝え、日清同時の撤兵を迫った。さらに内政改革に関しては、朝鮮人の間には日本に対する共感がないので、清国の協力がなければ目的は達せ

12) Bella Pak, *op.cit.*, pp.111-113.

られないと訴えた。だが彼の平和的仲介は実らなかった。7月24日、日本軍の朝鮮王宮占領の翌日、ウェーバーは電報を本国に打つ。

「朝鮮人は清国を追い払うこと、そして清国との協定を破棄することを拒否した。日本は市街と宮廷を占領し、そこに国王が拘禁されている。昨日の謁見においては、国王は、外国代表に対して朝鮮に援助をするように懇願したが、説得力があった<sup>13)</sup>。」

この後、朝鮮と外部世界の電信連絡が途絶えた。

さてここで日清戦争に対するロシアの対応を簡単にまとめよう。

既述の通りロシアは日清衝突の未然の防止のために尽力をしたが実らなかった。

1894年9月2日、ロシアの日清戦争に対する初期方針が議決される。

「1. 日清戦争に対するロシアの積極的介入は私たちの利益に合致しないと認め、会議は次のように考える。私たちは、朝鮮問題において、他の利害関係列国と合致する行動様式を保持し続けるべきであり、交戦国に対して、一刻も早い軍事行動の停止と外交による朝鮮問題の解決に向かわせるために全力を用いるべきである。

2. 中立に関する特別な宣言はしない。日本政府と清国政府に対して、私たちの利益を尊重させること、特に朝鮮と私たちの国境における紛争に至りうるすべてを避ける必要性に留意させ続けること。

3. 日清戦争の望ましい結果として、朝鮮における現状維持を念頭に置くこと。

4. 陸相提起の、…朝鮮国境に隣接した区域に部隊を増強する問題は、侍従将官ヴァンノフスキーに対して、…必要とされる信用を与える件について財務相と協定することが許される<sup>14)</sup>。」

この方針に従ってウェーバーは動くのであるが、いかんせん日本が優越を占める朝鮮での活動は限られたものにすぎなかった。朝鮮における戦争遂行の状況、日本がおこなっている改革の状況を報告するにすぎなかつ

13) Ibid., p.134.

14) A. Popov (ed.), "Pervie shagi russkogo imperializma na Dalnem Vostoke (1888-1903 gg.)", *Krasnij Arhiv*, Vol.52, pp.62-67.

た。最大限でも改革がロシアの利益に反する場合は、抗議をするにとどまった。

### 日清戦後の日露の争い

ウェーバーは日清戦争後の朝鮮半島における日本の振舞いを警戒する。下関講和条約で宣言された朝鮮の独立により、日本の行動があまり制約を受けていないからである。日本は進歩の名のもと朝鮮国王の主権を侵害している。これを支えているのが、日本人顧問や軍隊である。ウェーバーのデータによれば、1894年終わりから、朝鮮の諸官庁に13人の日本人顧問と33人の日本人補佐が派遣されている。さらに釜山からソウルを經由して義州に至る電信線沿いに3,170人の兵士、それ以外に、仁川、元山、朝鮮南西部等に5,920人の兵士を配置している。

これを受けて、ロシア政府は、ヒトロヴォ（M. A. Hitorovo）駐日公使に、日本政府に朝鮮の独立を尊重するという約束を想起させるように依頼した。ヒトロヴォは、伊藤首相や西園寺外相と会談。日本政府は、朝鮮の独立を決して侵害しない固い意志を持っていると言わせている<sup>15)</sup>（1895年8月1日）。

ウェーバーは朝鮮半島における日本の政策の行きつく先を平和的征服と名付け、ロシアに対して、待機的行動様式が含む危険性を主張している（8月29日）。ウェーバーはロシアが積極策をとることを勧めるが、それが好戦的である必要はない、言葉だけでも効果がある場合がある。「時折ついでに語られた感銘的な言葉が、私たちに対して極めて速効性があり、極めて重大な利益をもたらすことがありうる」のである<sup>16)</sup>。

三国干渉後、日本の威を借りていたいわゆる親日派が凋落した。日本の権威失墜の影響、親日派の強引な手法に対する朝鮮民衆の反感のためである。そのかわりにロシアに期待を寄せる一団が表面に出てくる。1895年夏、朝鮮政府は、ウェーバーに対してソウルにおける語学学校のための口

15) Bella Pak, *op.cit.*, p.161.

16) *Ibid.*, p.163.

シア語教官派遣を求めた。彼は、沿海州軍事総督と外相にこの件を照会する。また他方高宗の使者は、ノヴォキエフスコエの国境コミサールのところに派遣され、国王親書を手交する。ロシアに「弱い朝鮮を支持し、朝鮮を日本のくびきから逃れさせる」ことを求めた。ロシア政府は前者にはものすごく遅れた返答をおこない、後者を無視した。ロシアは朝鮮に対する待機的行動様式を持っていたのだ。

同じころ、朝鮮王宮顧問に、在ソウルロシア公使館前書記ラスポポフ（N. A. Raspopov）を、任命する話も出た（7月15日）。この任命の背後には高宗の意思があった。ロシア人顧問は、宮内省行政の整理、そして国王に対する個人的助言だけでなく、駐ソウルロシア代表との障害のない交際のためにも利用できる。だがロシア本国からの支持がなかった。ロバノフ（A. B. Lobanov-Rostovskii）外相は、8月25日、ウェーバーに、任命が「朝鮮内政に対する直接的干渉」と解釈されるのであれば、「適切な時期まで延期するのが慎重であろう」と伝えた。しかしウェーバーはこれに対して持説を固執した。「ロシアに対して示されている愛好や信頼に対して、拒否または無為に留まることは、私には望ましくないだけでなく、当地の私たちの立場に危険である」と反論した（10月2日）。ようやく、その後ラスポポフ任命の許可が得られた<sup>17)</sup>。

ウェーバーの積極策は、ロシア外務省の一部でよく思われなかったのかもしれない。1895年7月16日付で、彼はメキシコ公使に任命され、後任のシュペイエル到着まで任に留まるように指示された<sup>18)</sup>。9月12日、シュペイエルに対する訓令がロシアでつくられる（彼はまだソウルには着いていない。翌年1月24日着）が、それには待機的行動様式が現れている。

「私たちは、朝鮮王国に対して侵略的もくろみを抱いていないので、…他国からのこのようなものを容認できない。…戦前に私たちが清国と戦ったように、ソウルにおいて日本の優越と戦うことが差し迫っている。違い

17) Ibid., p.169. 最終的に皇帝は、「私は最終的にはウェーバーの考えに賛同する」と賛同を示したのである。

18) もっともその後におきた朝鮮国王の露館播遷、シュペイエルがヒトロヴォ賜暇のために日本の臨時代理公使になったという事情のために、さらにはウェーバーの意向もあって、この後彼は2年あまり朝鮮に留まることになる。

は、東京の野望が、清国のそれよりも強いことだけであろう。私たちは、自己利益と関連した歴史的課題の解決をしっかりと追求するが、朝鮮においても、私たちを望まない干渉に引きこむ、危険で挑発的な行為を避けるであろう。<sup>19)</sup>」

他方、9月14日、日本の新任公使三浦梧楼が着任。彼の関与のもと、訓練隊と日本人壮士等が宮廷に押し入り、10月7－8日に、ロシアに傾いた閔妃を殺害する。

ウェーバーは、8日の朝に、命からがら逃げ出した李範晋の通報で事件を知り、米の外交代表とともに現場に駆け付ける。このような中、ウェーバーらは、外交官会議において、宮廷内で日本人が殺害をおこなったという事実を明確にして議論の方向付けをおこなった。ウェーバーは、「(王妃殺害事件の) 罪を負うものがまだ権力についている」「10月8日以前に存在していた秩序を復旧」することが唯一のなすべきことと述べた。事件に参加した軍部大臣らを逮捕することから始め、それにより宮廷から訓練隊を撤収させることを主張。50人の兵士が与えられればこの件をウェーバーが請け負うとまで主張した。他方、新たにソウルに到着した小村寿太郎は、防戦一方。しかしながら外交官会議は何らかの解決ももたらさず、結局は騒動を起こした訓練隊が宮廷警備に就いているという異常事態が継続していた。また11月27日、朝鮮外務次官から、28日夜、国王を救出する反乱が起きると予告があったが、反乱は失敗に帰した。その結果、国王は王宮の別の建物に移され、より厳しい監視の下におかれた<sup>20)</sup>。

このような中、国王の側からロシア公使館に対して執拗に援助要請が届く。シュペイエルはペテルブルグに対して軍艦派遣を要請するが、ロシア政府はそれに応じない。そして、朝鮮国王が宮廷を抜け出してロシア公使館に避難をするという事件が起きた。2月1日、2日、高宗からロシア公使館に庇護を求める連絡があった。実施日程に対しては別に通知するとなっていた。

ロシア公使館側はこの申し出を受け入れた。具体的な日程は2月7日

19) Ibid., p.175.

20) Ibid., p.188.

に、9日の夜に実施と伝えられた。しかし高宗の決心がつかなかった。ロシア公使館の警備に不十分さを感じたからである。ロシア側は、2月10日、仁川停泊中の巡洋艦「提督コルニーロフ」から100名の陸戦隊（公使館警備は合計160名の水兵）と1門の砲を運んだ。当然のことであるがこの動きは多くのものに目撃された。2月11日の夜に国王は皇太子と共にロシア公使館に逃げ込んだ。これ以降およそ12カ月にわたり、朝鮮国王がロシア公使館に居住し、そこで政務をとるという前代未聞の状況が継続した。

北京公使館書記ソロヴィヨフ（G. Ia. Soloviev）によれば、「全朝鮮の役所は衝立で仕切られた公使館の大広間に置かれた。閣議がおこなわれるときは衝立がどけられ、大臣たちは会議に集まる。このような状況のために、ロシア政府は、ソウルにおいて極めて自由に処置することができた<sup>21)</sup>。」

これに対して、ウェーバーは後になり露館播遷時期のことを振り返っているが、彼の行動様式は極めて自制的であったという。

「ともかくも、私は、日本人のけしからぬ行動様式を避けた。日本人は、直ちにそして正確に実行すべき改革を指摘した長いリストを朝鮮政府に対して提示することがよくあったのだ。私は、国王自らが示した問題解決において助力を示すにとどめたのであった。」

すなわち国王に対して強制するのではなく、説得に努めたのである。

「性格が弱いが、心は善良であり、善意を持った国王の権威や自由意思を少しも汚さず、私は、ほぼ毎日深夜まで続く国王との夜話において、国王に対してあれこれの方策の妥当性の説得に努めた」と述べている<sup>22)</sup>。

ところで、2月5日以降、ソウルと欧州を結ぶ電信線が働かなかったために、国王の公使館避難についてロシア公使館側は外務大臣に報告を事前にしていない。電線が動いていなかったことは事実としても、「国王を受け入れるな」という指示が来る可能性をあらかじめ排除したのだと考えても不合理ではない。というのは次の事情があるからだ。

国王は公使館避難後、新しい政府の任命、王妃殺害事件の再調査などを

21) Boris Dmitrievich Pak, *Rossia i Koreia*, Moskva, 1979, p.128.

22) Bella Pak, op.cit., p.371.



命じるとともに、ロシアに対して財政顧問と軍事顧問を派遣するように求めた。国王の請願は東京経由でペテルブルグに伝えられた。この際、駐東京公使であるヒトロヴォはその電報に「ロシアの公式顧問や教官の問題を提起するのは時期尚早と思われる」。なぜならば「助言は非公式にも伝えることができ」、さらにこのような方策は日本政府を刺激し「国王に対する冒険政策」を誘発するかもしれないという懸念を述べた。そしてこのような中、ロバノフ外相は東京公使の見解をとったのだ。さらにヒトロヴォは、朝鮮問題に関して、日本とロシアの交渉による問題解決の可能性を示唆する。ロバノフも朝鮮問題に関する日露の協商の可能性を受け入れる。1896年2月19日、西園寺外相代理は、ヒトロヴォを自分のところに呼び、交渉が開始される<sup>23)</sup>。

この交渉は、ソウルにおいて、暫定的取り決めである5月14日に調印された「小村-ウェーバー協定」として結実した<sup>24)</sup>。

「小村-ウェーバー協定」は4カ条で形成され、その項目を簡略に示せば

- ・朝鮮国王の還宮については「陛下の御一己の裁断に一任」
- ・現行の朝鮮の内閣大臣の選任について
- ・釜山-京城間の日本の電信線保護
- ・京城やその他開港場における日本人居留地保護のため日本は4個中隊を置くこと、ロシアも同様の権利を有すること

他方、ニコライ2世戴冠式に際して、日露間に朝鮮をめぐるより包括的

23) Ibid., p.238.

24) バクの研究ではこの交渉自体については特に目新しい史料も視点もない。あえて唯一そのようなものがなければならぬとすれば、交渉時のウェーバーの意図が小村の見立と異なっているということくらいである。実は、最終段階でウェーバーは交渉を遅らせることになったのであるが、小村によれば、それは還宮を巡る問題解決の困難さに由来するという。しかし、ロシア側史料によれば、ウェーバーは、電信線問題に関して、日本が朝鮮に電信線を維持している現状が、朝鮮の主権の観点から異常であることを協定に明記すること、さらにロシアが朝鮮における部隊の数量の表現について頑固な姿勢をとっているために、交渉が遅延されたことが示されている。そしてこのような姿勢を、ウェーバーは、駐日公使ヒトロヴォのみならず、ロバノフ外相からもたしなめられた。Ibid., pp.260-261.

な協定として「山県－ロバノフ協定」が、6月9日に調印された。それは公開条項4カ条と秘密条項2カ条からなる。

公開条項の第一は、朝鮮財政に関するもの。「冗費を省き歳出入の平衡を保つ」旨朝鮮に勧告し、外債については日露の合意のもと供与すること。

第二は、軍隊と警察の創設と維持は朝鮮に一任。

第三は、電信線。日本は「現に占有する所の電信線を引き続き管理」他方ロシアは京城から国境までの電信線を架設する権利を留保。

第四は、以上の問題についてまた商議する必要があるならば「友誼的に之を妥協すること」。

秘密条項の第一は、日露両国が朝鮮に更に軍隊を派遣する場合は、衝突防止のため両国軍隊の間に「全く占領せざる空地を存する様にすること」。

第二は、朝鮮軍隊の組織まで、朝鮮に日露同数の軍隊を置く「小村－ウェーバー協定」は有効であり、またそれまで朝鮮国王護衛上の状態も現状維持。

その意義については、ここにおいて朝鮮における日露の権利の法的平等が確保され、それぞれが単独行動を企てないことを義務付けるということとされる。

だがそれだけではない。1896年7月14日付のロバノフのウェーバー宛の電報には次のように示されている。

「完全な独立国家としての朝鮮は、内政と外政のすべての問題に関して完全な行動の自由を保持し、朝鮮がその尽力を求める外国人の顧問や軍事教官の選択に関して、いかなる拘束的条件にも従わない」

「第二の秘密条項は、土着の朝鮮軍形成まで、私たちが朝鮮において日本と等しい数量の軍を朝鮮に維持する権利を持った、あなたと小村氏との間で作られた臨時の協定の効力を残すのであるから、私たちにとってはそれだけ大きな意味がある。同じ条項により、朝鮮国王の個人的警護の現存秩序が保持されているのである。二つの条件のうち前者は、必要とする場合、ソウルにおける私たちの陸戦隊を強化する可能性を与えるのである。第二は、言ってみれば、国王の安全に関する唯一の警護を私たちに任せる

のである<sup>25)</sup>。』

この協定により、独立国家としての朝鮮は、外国人の顧問教官等の選択に関する自由が拘束されない。さらにロシアが朝鮮国王の警護を一手に引き受けているという、ロシアに有利な事実が当面維持されるのである。

ところでニコライ 2 世戴冠式への公的招待状が、露館播遷後の高宗のところにも届いた。国王は特使派遣を決定。ウェーバーはこの件に関して助力した。第一に、彼は特使のメンバーを国王に推薦した。それだけでなく、在ソウルロシア公使館書記シュテイン (E. F. Shtein) を顧問として特使メンバーに加えさせた。第二に、彼は旅程の助力もおこなっている。ロシア砲艦「グレミヤシチー」艦長に対して、朝鮮から上海までの特使輸送を求めて、許可を得ている。

朝鮮使節は、ペテルブルグにおいて6月17日からロシア政府と交渉をおこなった。朝鮮使節は五項目の要求を提示した<sup>26)</sup>

- ・朝鮮軍創設までロシアの武力で国王を保護すること。
- ・軍と警察の訓練のために十分な数の教官の派遣。
- ・宮内省、内閣、産業や鉄道事業指導のための3人の顧問の派遣。
- ・300万円の借款供与。
- ・朝鮮とロシアとの間の電信線の設立。

これに対するロシア側の回答は以下のようなものである。

- ・国王の警備は、還宮の場合、ロシア政府は国王の安全に対して道義的保証をおこなうこと。
- ・教官に関しては、高位の経験ある将校がソウルに派遣される。特に国王親衛隊編成に関する問題に取り組む。同様に経験ある人物が朝鮮の経済状態研究のために派遣される。
- ・借款締結は上記の派遣の結果次第。
- ・ロシア政府は、自国の電信線と朝鮮のそれを結合することに同意。

25) Ibid., p.265.

26) なおこの五項目の要求の内容について、ウェーバーの関わりは明らかではない。ただしすでに4月26日、ウェーバーはロバノフ外相に対して軍事教官を派遣することを進言していた。軍事教官派遣が使節の要求の一つであることが、彼に知らされていたからであった。Ibid., p.270.

ロシア側は、日本との関係を考慮して、朝鮮側の要求すべてを受け入れることはなかった。朝鮮側が望んだ、還宮後も宮廷警備をロシア陸戦隊が担当することについては、日本の抗議を恐れて認められなかった。借款も現地調査の結果次第となった。朝鮮使節は、ロシアのこのような対応に不満であり、使節がペテルブルクを発ったのは8月終わりであり、ソウルについたのは10月21日である。

### 財政顧問と教練教官

借款の前提である朝鮮の経済ならびに財政状況を調査する人物の派遣であるが、これに関しては、露清銀行の上海支店長ポコチロフ（D. D. Pokotilov）が派遣された。

彼は、1896年8月上旬にソウルに着いて、朝鮮の状態と財政状況をすぐに明らかにした。8月17日、彼は次のようにペテルブルクに伝えた。7月1日までに、朝鮮国庫には125万メキシコドルの現金があったが、それは日本の借款の残高である。朝鮮は、ロシア借款の助けを得てのみ日本との借款を清算できる。さらに、朝鮮の度支相は、露清銀行が朝鮮に300万円の借款をおこない、1897-98年の償還期が到来するさい、日本への支払いの保証を引き受けられたしとの、国王請願を彼に伝えた<sup>27)</sup>。

ウィッテ（S. Iu. Witte）財務相は積極的でなかった。彼が露清銀行の対朝鮮借款供与に対する許可を与えたのは、ようやく11月14日であった。しかも、地租や海関収入をロシア人財政顧問の厳しい管理下に置くという条件がつけられていた。

露朝間の交渉がその後おこなわれ、形式的には合意に達したという。しかし度支相は、ロシア人財政顧問受入条件は無視し、さらに借款締結を6カ月延期することを提起した。朝鮮側が儉約に努め、自力による日本借款返済のめどがついたために、ロシア借款の必要性がなくなったのである。ここで借款問題は一時消滅した<sup>28)</sup>。

27) Ibid., pp.279-280.

28) なお朝鮮側の財政整理を主導したのは、イギリス人ブラウン（J. M. Brown）であっ

他方、ソウルに派遣された軍事教官は参謀本部大佐プチャータ（D. V. Putiata）である。彼は、以前に清国における公使館付武官を務め、朝鮮の事情に通じていた。プチャータは出発前に、ソウルに150-170人程度の部隊設置、さらに電信建設と警護のために200人の部隊を送ることを提案した。だがこれは外相の抵抗のために延期された。プチャータは、2人の将校、10人の兵士、1人の医師とともに、1896年10月21日に朝鮮使節とともにソウルに到着。彼らは、11月から、選抜された300人の朝鮮人部隊の訓練を開始した。国王王宮警備のための部隊訓練である。

パクによれば、日本の外交官はロシア人軍事教官の行動を相当冷静に受け止めたという。軍事能力を持つ宮廷警備隊が準備されれば、朝鮮国王の宮廷帰還が起きる確率が高まるからである。還宮＝ロシア影響力の減少は、日本により望まれているからである<sup>29)</sup>。

ところで、ロシアに好意的であった朝鮮側の雰囲気に変化するきっかけとなったのは、シュペイエルによれば、日本による「山県-ロバノフ協定」公開である。「多数の私たちに好意を抱いていないものが、この協定を、私たちの弱さや、朝鮮における優越的影響力を求めて日本との戦いに私たちが入れないためであると朝鮮に説明したからである。／卑見によれば、このときから、朝鮮における私たちの影響力低下が始まった。それは比較的短期間で、ほとんど完全にゼロとなった。<sup>30)</sup>」（1897年9月25日、ムラヴィヨフ宛報告）

ロシアによる「山県-ロバノフ協定」、「小村-ウエーバー協定」公開が1897年2月24日、日本による公開は26日である。形式的には、日本が国会対策のために「山県-ロバノフ協定」公開条項の公開を申し入れ、これに対してロシアが双方の議定書の公開を提案したという経緯がある。

他方同じ頃、国王がロシア公使館に滞在を続けているという不正常な状

---

た。彼を度支省顧問として推薦したのは、ほかならぬウエーバーである。ウエーバーは、彼の漢字の能力、朝鮮官吏の抵抗をはねのける力を高く評価していた。Ibid., p.371. このブラウンは、後に派遣されるアレクセーフと権限をめぐって抜き差しならぬ対立に入る。

29) Ibid., p.275.

30) Ibid., p.293.

況を終わらせようとする試みが、朝鮮側からおこなわれた。1897年2月18日、一部大臣や官吏たちが、プチャータから国王警護の保証を得てから（ロシア側は朝鮮側にこれに関する道義的保証を与えることになっていた）、国王に還宮を迫る。2月19日、翌日に還宮が迫るという勅令が出され、翌日それが行われた。ただし国王が戻ったのは、昌徳宮ではなく、ロシア公使館付近にある慶運宮である。

ところで、プチャータは朝鮮軍編成についても取り組んだ。ソウル到着およそ1カ月後、プチャータは、6千人の朝鮮軍の編成計画を作成し、3年の間でそれを4万にまで増強することとした。1896年12月13日、ウェーバーは、ムラヴィヨフ（M. N. Muraviev）外相に、朝鮮国王は、プチャータ大佐の提案に原則的に同意したと打電した。そしてロシア政府の見解を尋ねた。

この際ウェーバーも、東京駐在のシュペイエルも、同じ立場に立っていた。すなわち、何にせよ日本の反発が予測されるがそれに煩わされずにこの件を進行させること。朝鮮軍組織に関してはもっぱら財政的考慮を重視するべきであること。ウェーバーは「3千人の兵士という非常につつましい数字に」限定することを勧めた。朝鮮側はプチャータ案を承認、ウェーバーに対して軍創建のために21名のロシア人教官派遣を求めた。

他方、ムラヴィヨフ外相は、1897年3月、陸相に対して「朝鮮に私たちの教官を派遣する問題を肯定的に解決することは望ましい」と述べたが、慎重な姿勢を貫いた。ムラヴィヨフは、不定期間、朝鮮軍創設に関する課題の実行を延期したのだ。

ウェーバーはムラヴィヨフの訓令に反発。このような譲歩が、ロシアの影響力に「極めて破壊的に」作用するからである。彼の見解は、陸相とシュペイエルに支持された。皇帝は陸相を支持し、6月23日、朝鮮に対する新しい教官団の派遣の許可を与えた。7月29日、3人の将校と10人の下士官の派遣団がソウルに着いた。

もちろん日本はこの問題に関して抗議した。1897年3月17日、駐露本野一郎代理公使は、前年の軍事教官派遣について、ムラヴィヨフ外相に対して抗議。その根拠となっているのは「山県-ロバノフ協定」である。その

第四条にあるように「韓国近衛兵及其他軍隊ヲ編成教育ノコトハ日露両国ニテ担保スルニ当リテ其分担方並ニ其人員ノ比例等ハ将来双方ノ代表者間ノ協議ニ付シテ定ムルコト相約シ」たと理解していたからである。

これに対してムラヴィヨフ外相は、24日、「韓国ハ独立国ニシテ…若シ韓国政府ニ於テ要求スルニ於テハ露国ハ韓兵訓練ノ為メ士官ヲ派遣スル権利アリ」と韓国の独立という論理で対抗する。もちろん本野は納得せず食いが下がる。ムラヴィヨフは次のように述べる。「我新〔駐日〕公使ローゼン男爵モ不日赴任ノ途ニ就キ、六月頃ニハ日本ニ到着セラレルヘキニ付、其上貴国政府ニ於テ同公使ニ対シ掛合セラレテモ宜シカルベク」と。

ここにローゼンとの日露交渉の道が開かれた。だがこれで問題の解決が見ついたわけではなかった。1897年の朝鮮政府のロシア士官招聘契約も日本の耳に達し、日本は抗議をしたからである。これに対してムラヴィヨフは次のように返答した。「(5月4日)「ローゼン」氏東京ニ着シ日本政府トノ談判相整ウニ至ル迄ハ何事モ決定セサル様「ウェバー」(ママ)氏へ既ニ訓令ヲ発シ」ていると。既述のようにこの訓令にもかかわらず、7月下旬にロシア軍士官一行13名が仁川に到着したのだ。大隈重信外相は抗議をした。ムラヴィヨフ外相は、8月13日回答する。「過般韓国ニ到着シタル士官三名下士官十名ハ各旧約ニ依リテ同国ニ赴キタルモノニシテ、其延着シタルハ全然旅中ノ都合ニ原因シタルモノナリ」。バクの研究により、ムラヴィヨフの言い訳の虚偽であることが明らかになった。問題は、ムラヴィヨフの訓令が出先のウェーバーに聞かれず、さらにウェーバーは陸相と結んで、軍事教官派遣に関して外相を差し置いて皇帝の同意を得たのだ。外交の一元化がおかされたということに尽きる。

さて大隈外相はここで発想を転換。招請をやめさせられないのであれば、雇い入れ期限をなるべく短くし、そしてその職務権限の範囲を制限するよう朝鮮政府に働きかけるように加藤増雄駐韓公使に訓令して、それを実現することで一応この問題を打ち切り、新任のローゼン公使との交渉に掛かることにしたのだ<sup>31)</sup>。

31) アジア歴史資料センター、「韓国ニ於ケル露国陸軍士官ノ聘傭」、『韓国問題ニ関スル日露両国間協商一件』、レファレンスコード：B03041182100

ところで、1897年9月5日、ウェーバーは、朝鮮外相に対してロシア公使館の管理をシュペイエルに引き渡すと通知した。ウェーバーは、1895年夏にメキシコ公使の任命を受けてから、2年以上ソウルで粘っていたのである。ここに彼は、長年勤務した朝鮮を後にする。このような中、新任のローゼン（R. R. Rosen）駐日公使に訓令が出されるが、その中における朝鮮の扱われ方がロシア政府の見方を表していて興味深い。その中にウェーバーの対朝鮮積極策が、ロシア政府によりなぜ受け入れられなかったかが示唆されている。

「私たちが、朝鮮において影響力を固めること、そして、他国、とりわけ日本やイギリスの影響力が堅固になるのを認めないことは、とても重要であることは疑いを容れない。それにもかかわらず、この目的は、極東において私たちに差し迫っている課題の中で最重要ではない。なぜならば、弱体で貧しい朝鮮における私たちの排他的優越という利益は、その軍事力と経済力が非常に広範に発達している日本と私たちの対立の原因となるという害とは、現時点では釣り合わないからである。かくして、日本との友好関係を回復することが私たちにはとりわけ望ましいのである。<sup>32)</sup>」

## 結びにかえて

ウェーバーが朝鮮から去ろうとしていたとき、K. A. アレクセーエフ（K. A. Alekseev）がロシア財務省商務官として朝鮮に派遣された。アレクセーエフは、度支省顧問となり、ソウルに露韓銀行を設立した。

だが、1897年11月、ロシアの極東政策の方向性は急変した。ムラヴィヨフ外相の強力な指導のもと、それは旅順に向けられた。同時に同外相は、この際日本との融和をはかり、朝鮮半島でのトラブルを避けるために、ロシア軍事教官や財政顧問の引き上げを決定した。1898年4月25日には、日本と「西-ローゼン協定」を結ぶ。そこにおいて、日露は韓国の主権と完全な独立を認めて、韓国内政に対するあらゆる干渉を控える義務を負っ

32) Ibid., p.308. 同趣旨の訓令が簡明な形で新任の駐ソウル代理公使シュペイエルにも与えられている。本文で引用されているはこちらの方である。



た。韓国がロシアまたは日本に助言と援助を求める場合には、日露両側の事前協定なしには練兵教官または財政顧問を任命しない義務を負った。ロシアは、「韓國ニ於ケル日本ノ商業及工業ニ關スル企業ノ大ニ發達セルコト及同國居留日本國臣民ノ多數ナルコトヲ認ムルヲ以テ日韓兩國間ニ於ケル商業上及工業上ノ關係發達ヲ妨碍セサルヘシ」。要するに、ロシアは日本の韓国における経済的優越を認めたのであった。これをウェーバーは痛罵した。彼の積極策が投げ捨てられたことに対する怒りの表明である。

「公式の協定にこのような修辭に満ちた句を入れる際、それが私たちにあって有利ではない意義に解釈されることが懸念される。すなわち、私たちは、1896年の政策と当時の私たちの圧倒的な状況を放棄して、日本に対して、彼らにとって非常に都合なこの国の経済的征服に着手することを許すのである。<sup>33)</sup>」

ロシア帰国後のウェーバーであるが、朝鮮との関わりで言えば、1902年10月、高宗即位40周年式典に対する特使として朝鮮に派遣されている。高宗とは数度短い謁見がおこなわれた。日本などの妨害のせいで、ウェーバーは高宗と親しく語りあう機会が得られなかった。日本は、この時期ロシアの出先により試みられていた朝鮮中立化に対してウェーバーが関わっていると疑っていたのだ<sup>34)</sup>。しかしパクはこの件に関しては何も述べていない。他方式典自体も、伝染病などの理由で延期・中止され、ウェーバーは翌年5月むなしく帰国した。

日露戦争に関しては、高宗はロシアの助けを求める書簡をニコライ2世に送っているが、この件にウェーバーも関与している。なお、ウェーバーは日韓併合のおこなわれた1910年に亡くなっている。かくして朝鮮半島は日本の植民地にくみこまれてしまい、そのために、ロシアの朝鮮庇護と朝鮮独立が両立するののかという問題は、現実の試練にさらされることはなかった。

33) Ibid., p.167.

34) 森山茂徳、『近代日韓関係史研究』、東大出版会、1987年、138-139頁。